

附則別表第1

施設の種類	構造基準	適用年月
別表第3の1の項に掲げる施設	(1)①ア、(1)①イ、(1)②ア、(1)②イ、(1)②エ、(2)①、(2)③、(3)②、(4)①イ、(4)②及び5)①	平成14年12月1日
	(1)②カ	当分の間適用しない
別表第3の2の項に掲げる施設	(1)①、(1)②ア、(1)②イ、(1)②ウ、(1)②エ、(1)②オ、(2)①、(2)③、(3)②、(4)①、(4)②及び5)①	平成14年12月1日
	(1)②カ	当分の間適用しない
別表第3の3の項に掲げる施設	(1)③及び3)	平成14年12月1日

附則別表第2

施設の種類	維持管理基準	適用年月
別表第4の1の項に掲げる施設	(1)①エ、(1)①オ、(1)②ア、(1)②カ、(2)②、(4)①イ、(4)②及び5)②	平成14年12月1日
別表第4の2の項に掲げる施設	(1)①エ、(1)②ア、(1)②イ、(1)②ウ、(1)②エ、(1)②オ、(1)②カ、(2)②、(4)①、(4)②及び5)②	平成14年12月1日
別表第4の3の項に掲げる施設	(2)②及び4)	平成14年12月1日

別表第1 (ダイオキシン類濃度に係る排出基準)

廃棄物焼却炉			製鋼用電気炉
焼却能力 2t/h 未満	焼却能力 2t/h 以上 4t/h 未満	焼却能力 4t/h 以上	変圧器 1000kVA 以上
5ng/m ³ N	1ng/m ³ N	0.1ng/m ³ N	0.5ng/m ³ N

備考 この表のダイオキシン類濃度は、温度0℃、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中に含まれる毒性等価換算濃度（TEQ）であり、廃棄物焼却炉については、酸素濃度12%の状態に換算したものとする。

別表第2 (既存の施設：ダイオキシン類濃度に係る排出基準)

廃棄物焼却炉			製鋼用電気炉
焼却能力 2t/h 未満	焼却能力 2t/h 以上 4t/h 未満	焼却能力 4t/h 以上	変圧器 1000kVA 以上
10ng/m ³ N	5ng/m ³ N	1ng/m ³ N	5ng/m ³ N

備考1. この表のダイオキシン類濃度は、温度0℃、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中に含まれる毒性等価換算濃度（TEQ）であり、廃棄物焼却炉については、酸素濃度12%の状態に換算したものとする。

2. この表は、平成14年12月1日から適用する。